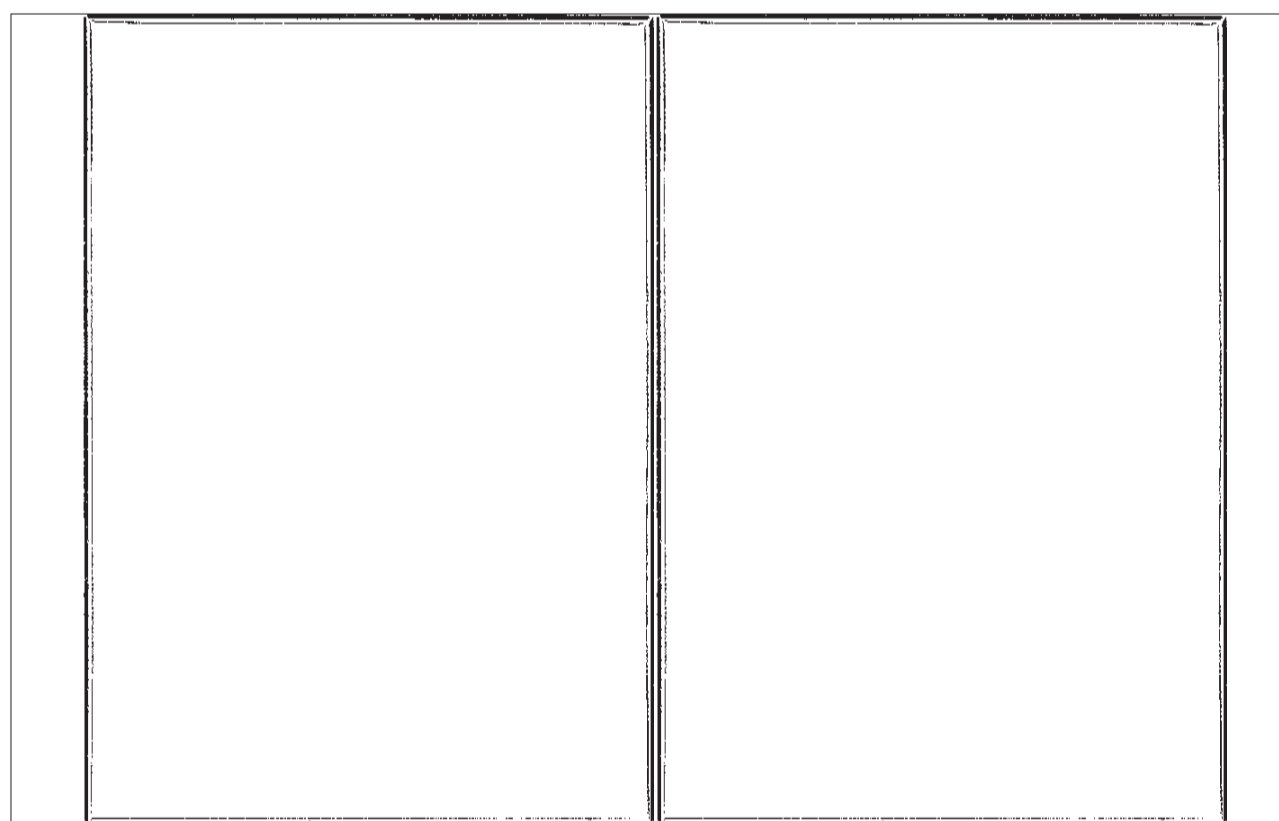
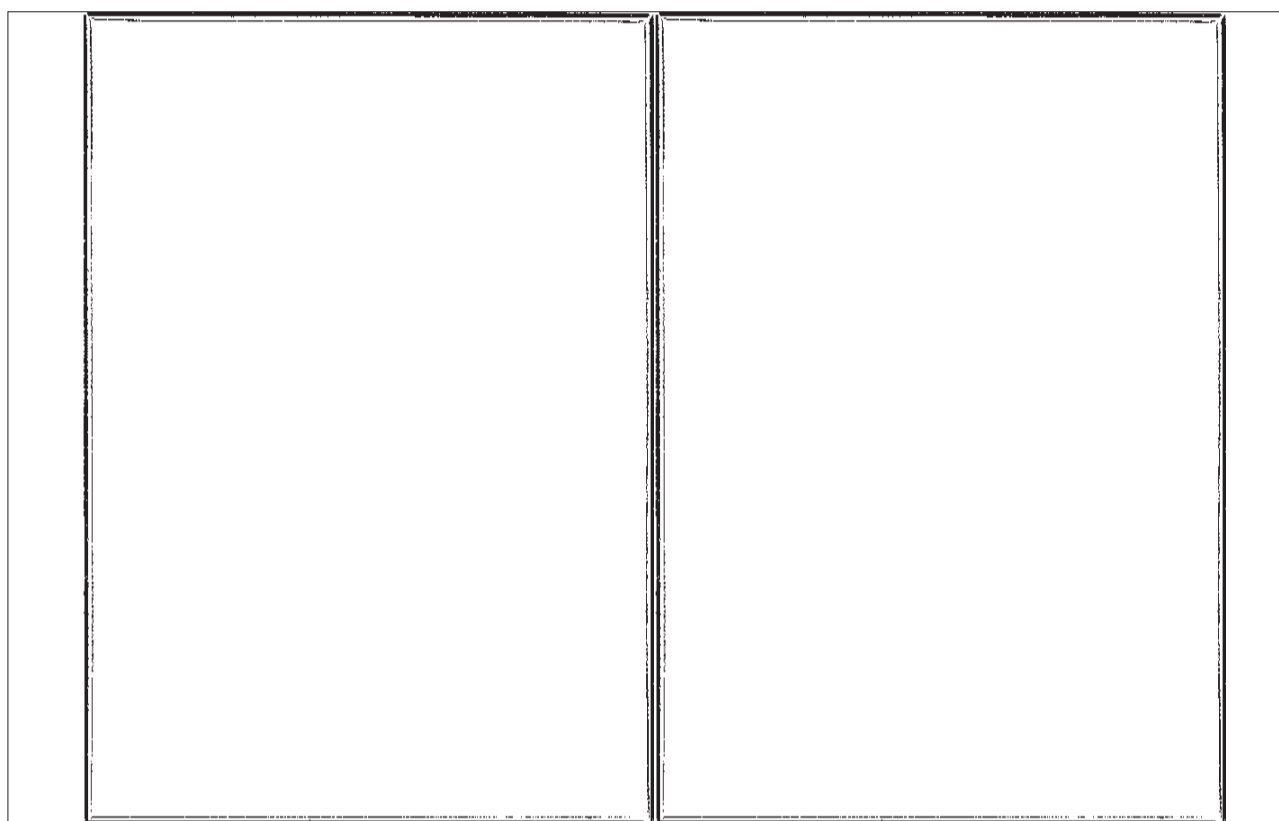
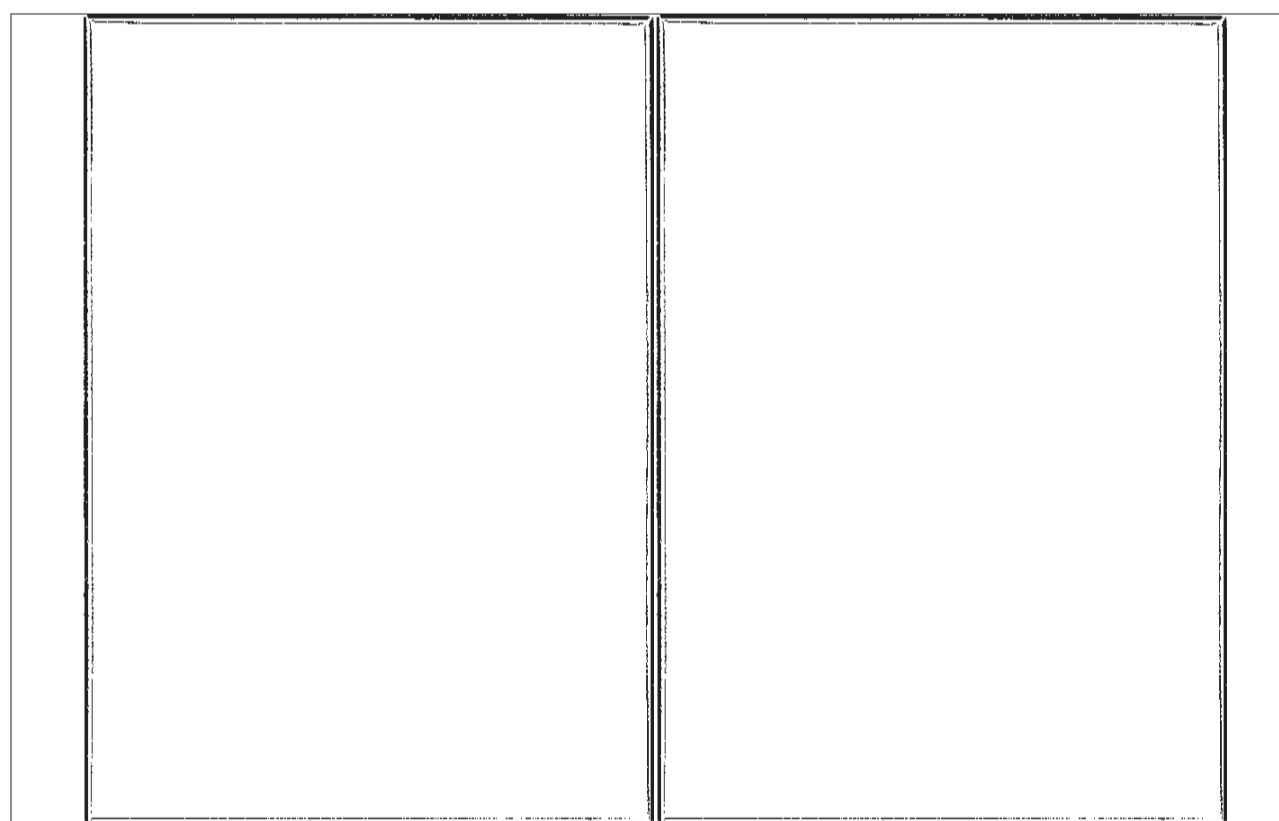
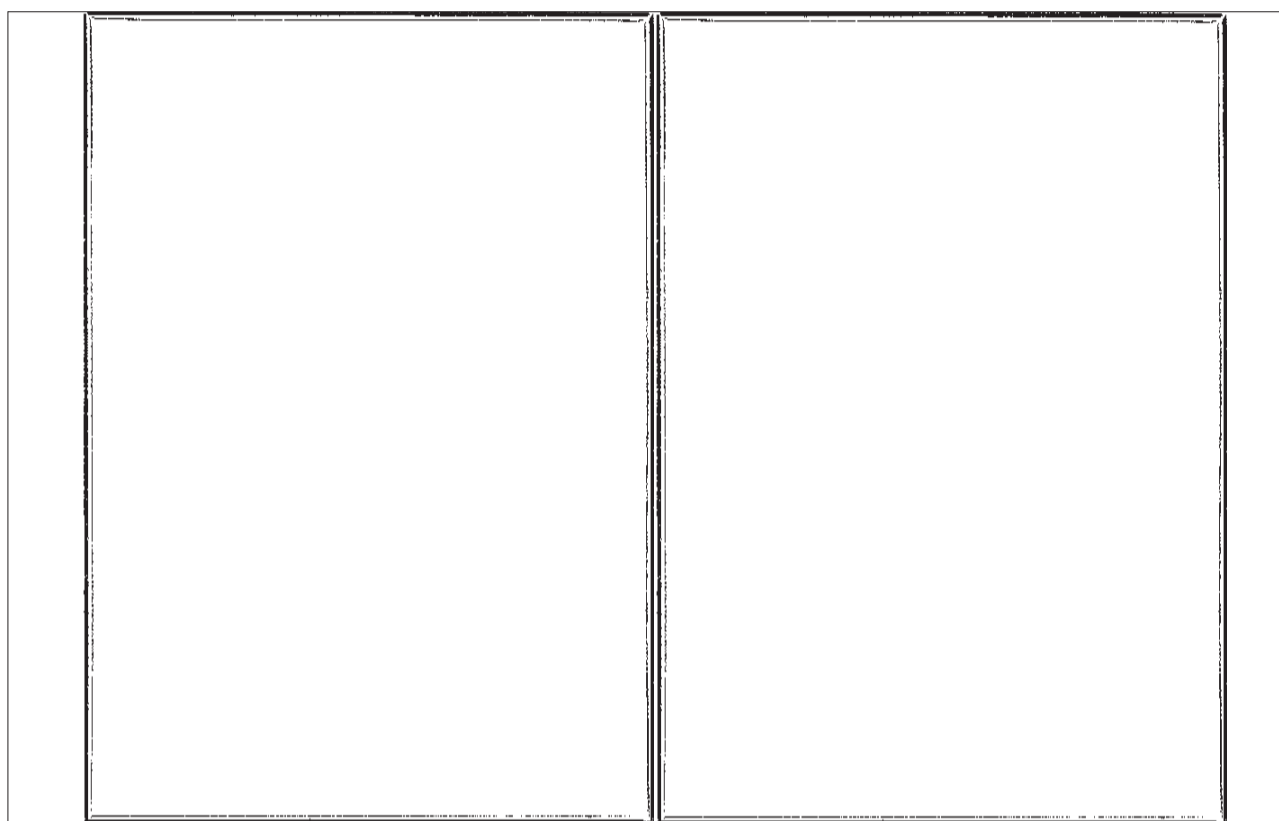


議事速記錄第八十七號

昭和十六年第五十八次居留民會
臨時會議事速記錄

天津居留民團





第五十八次居留民會臨時會議事速記録

昭和十六年一月二十二日(水曜日)
於天津日本高等女學校講堂

議事日程

- 第一、 參事會員補缺選舉ノ件
- 第二、 議案第三號 天津大和高等小學校敷地買收ノ租用ニ變更ノ件
- 第三、 議案第四號 天津日本中學校假校舎隣接土地及同地上建物買收ノ件
- 第四、 議案第五號 業務復興資金借入額減額ニ關スル件
- 第五、 議案第六號 昭和十五年居留民團歳入出追加更正豫算案
- 第六、 議案第七號 昭和十五年度故田代將軍記念事業費特別會計歳入出追加更正豫算案
- 第七、 議案第八號 昭和十五年度教育費特別會計歳入出追加更正豫算案
- 第八、 議案第九號 昭和十五年度天津日本公立病院特別會計歳入出追加更正豫算案
- 第九、 議案第十號 昭和十五年度業務復興資金特別會計歳入出追加更正豫算案

(2)

出席議員(三十五名)

一 番	手島喜兵衛	二 番	鹽谷辰造
三 番	龜澤省朝	七 番	中西幸保
八 番	眞藤兼生	九 番	河合一雄
十 番	河村二郎	十一番	中野宗一
十二番	勝田重直	十四番	中山準夫
十五番	佐瀬常盛	十七番	志村正三
十八番	横山金吾	十九番	野澤義郎
二十一番	上田 茂	二十四番	鹽谷信治
二十五番	山田榮治	二十六番	龜飼新一郎
二十七番	秀島虎男	二十八番	吉野盛行
二十九番	金山作次郎	三十番	眞森利一
三十一番	武内進三	三十一番	野口義勇

(4)

出席吏員 宮家助役 上原會計主任 以下吏員三十三名

○午後八時十分閉會
○副議長(龜澤省朝君)只今迄出席議員三十五名法定數に達して居りますからこれより第五十八次臨時民會を開會致します、議事に入るに先立まして新らしく御着任の總領事監督官より招集の辭がござります、齊く御清聴願ひます
○加藤總領事(拍手)私去る十八日に着任致しましたが、着任早々民會議員並に民團吏員各位の壯容に接するの機會を得ました事は最も欣快に堪へない次第であります、今後私の當地在任中屢々各位と一堂に會しまして當天津の自治行政の審議に参加する外、當時民團の指導監督に當る事と相成る譯であります、幸ひ各位の絶大な御援助を得まして此の重責遂行の全きを期したいと新念して居る次第であります、何卒宜敷御願ひ申上げます、擬て議員各位に於かれましては夫々重要な御事業或は重要な職責を有せられまして、殊に時局柄極めて御多忙の事と存するのであります、本日は斯く多數の御出席を得て開會する事を得ました事は誠に欣快と致すところであり、時局は日獨伊三國條約の締結と、日支基本條約の成立とに依りまして帝國の進路を明確に決定致しました一方時局の前途愈々多事多難なるを豫測せらるゝのであります、我々帝國臣民は愈々不遑轉の決意を固めまして此の難局の打開と國威の伸張に邁進せなければならぬ事は

(3)

三十三番	一戸 巖	三十六番	早瀬精一
三十七番	河野九郎	三十八番	池上章平
四十番	石田芳雄	四十一番	小林成夫
四十二番	古田治四郎	四十三番	小澤 昇
四十四番	吉楸庄司	四十五番	岡本久雄
五十番	水瀬三吾		
四十八番	福島榮之助		
四 番	不確定和	五 番	伊東武喜
六 番	後藤祿郎	十三番	木下秀良
十六番	菊地新一	二十番	竹内象藏
二十一番	五十嵐重吉	二十三番	足立 茂
三十四番	布施隆熊	三十五番	深井直一
三十九番	井口俊彦	四十六番	林 一 正
四十七番	福島榮之助	四十九番	金子政雄

(5)

多言を要せざる事であり、就中東亞共榮國確立の重要な基盤であり、又事變の處理上最も極重要な立場に在る當天津に於ける各位の御奮闘は國民一般の深く期待する所であり、従ひまして當地在留邦人の活動の根據とも申すべき當居留民団の自治行政は、内地主要都市の自治行政に比較致しまして更に一段の重要性を有するのであり、將來益々議員各位の御奮力を御願ひする次第であります。本日の議案は参事會員の選舉を始めとして何れも重要な案件であります。故に、協心戮力臣道實踐の精神を以ちまして明瞭闊達なる御討論の下に提案悉くに対し適正にして妥當なる結論を與へられん事を茲に切望致しまして招集の辭に代ふる次第でございます(拍手)

○副議長(龜澤省朝君) 議事に入るに先立ちまして本日の議事録署名者として順番に依り七番、中西幸保君、二十八番、吉野盛行君、此の二君に御願ひ致します。御承知願ひます。次に議員の移動報告を申し上げます。去る八日民會議員であり参事會員であります森川氏が御逝去になりました。参事會の決議に依りまして、民團行政に多年御盡瘁になりました御功勞に酬ゆる爲に準民團葬として先般葬儀を致しました次第でございます。各位と共に誠に哀悼に堪へない次第でございます。従つて民會議員森川氏逝去に依りまして現在四十九名となつた次第であります。一寸御報告申し上げます。次に本日の缺席者―缺席届のありました議員が、足立茂氏、菊地新一氏、竹内象藏氏、後藤藤郎氏、林一正氏、深井直一氏、金子正雄氏、不破定和氏、此の各議員が本日止

(6)

むを得ない事情の爲に缺席せられた譯でありまして缺席届がありましたから御報告致します(五十番、永瀬議員發言を求む)

○永瀬三吾君登壇 こういふ席上、失禮かも知れませんが一言御挨拶申し上げます。森川議員卒去に際しまして民團に於かれましては民團葬に準じまして意義深き盛大な葬儀をして戴きまして遺族とし誠に感謝に堪へません、故人もさぞ名譽と存じます。偶々遺族として議席にありまします此の機会に、参事會員民會議員各位に對して此の公的な席上で甚だ或は禮遇であるかとも存じます。私の氣持として此の席上から御禮を申し上げたいと思ひます。遺族に代りまして誠に有難うございました。

○早瀬精一君 議事日程に入ります前に一言緊急事項として御訊ねしたい事は民團長の其の後の御健康如何かと御伺ひしたいのであります。御静養中の健康如何といふ事を茲で御伺ひする事は私誠に酷といふ事は存じますが民團長の再選の選挙當時の空気が考へまして、今日迄一日も御顔を見る事が出来ないと、私事私共民會議員として誠に残念に存じて居る次第であります。早急に全快せられる見込か病氣の経過なり健康状態を一應説明を御伺ひしたいと存じます。

○助役(宮家壽男君) 早瀬議員の御質問に對して御答へ申します。民團長の病狀は當初、肺炎の疑ひがございましたが大事に至らずして終りまして既に約一週間前から發熱が止まりまして、只

(7)

今只静養中でございます。今月一杯経過致しましたならば恢復致しまして、二月一日から出勤致す事に考へまして只静養中でございます。愛慮すべき状態ではございませんので、此の本日配布致しました民團長の重任に際しましての御挨拶の中に書いてありますやうに、此の重要時局に静養の爲に御移動して居る事は誠に申譯ないと考へて居りますが、來月からは出勤するやうになると思ふ人も居ります。その點私より御報告申し上げます。

○早瀬精一君 よく分りました併し充分御無理なさらんやうに是非御傳達して戴きたい、新年の元日の日に民團長が颯爽と出られまして挨拶されるのを見て私非常に喜んでおります。結構な事である。我々の民團長は病氣が癒つて正月早々團政の爲に非常に努力して居られるものと思つて居りましたが、偶々司令官や邸に御祝に行つて一緒に居りましたので、大丈夫ですか、飲んぢやいかんですか――身體はいくんだが聲が出ない――その位聲が出れば大丈夫、といつて別れたが正月に多少屠蘇の廻りが過ぎたか、悪いとかいつて――又悪いといふ事を伺ひましたが、我々の民團長として御推薦申上げた以上は健康に自重して戴いて責任ある身體であるから無責任に身體を粗末にせん事を、第一に御傳へして戴きたいと思ひます。六萬の民衆は場内に満ちて、土俵の上では相手の力士は立つて將に相撲を取らんとしてゐる、見物は固唾をのんでゐるのに、更に一昨日の新聞を見ますと寫眞入で養生に行かれるといふ事を書いてありますが、相手は將に相撲を取らんとしてゐるのに、病氣を癒してから相撲を取らんぢや六萬の觀衆は頼りない事と存じ

(8)

ますからどうぞ正月の例とは申上げませんが、充分に養生して元氣な身體でしつかりして努力して戴きたいと存じますのであります。私は再選後一向御顔が見へん、尙病氣中であるといふ事に就ては詮衡委員になりました参事會員はこれに對して一考二考もして戴いて――戴こうとも思つて居りますけれども民會議員、居留民代表として、自重して戴くといふ事を―、早く歸つて民團行政に携はつて戴くといふ事を御願ひして止まない次第であります。今日迄出られないといふ事は遺憾であります。事務の滞滯は免かれん事と思つて非常に遺憾と存するものであります。その點御傳へして戴きまして捲土重來、病氣全快後は一段と努力をして戴くやうにどうぞ御傳へして戴きたいと思ひます。

(「十九番」と呼ぶ者あり)

○副議長(龜澤省朝君) では議事日程に入ります。第一参事會員森川照太郎氏が御逝去になりましたので参事會員一名の補缺選舉を致します。

日程第一 参事會員補缺選舉ノ件

○副議長(龜澤省朝君) 選舉に入るに先立ちまして監督官より選舉立會人に二十番上田茂君四十五番岡本久雄君の兩君に指名御願ひする事になりました。どうぞ御承知願ひます。

ではこれより選舉に移ります。投票は單記無記名でありますから御承知願ひます。

(此の間投票)

○副議長(龜澤省朝君) では出席議員三十五名、名刺の數と合つて居りますからこれより開票致します

(此の間開票)

○副議長(龜澤省朝君) では名刺の數と投票數が合致して居りますからこれより讀み上げます

○選舉立會人(岡本久雄君) 敬稱を省略致しましてこれより讀み上げます

○副議長(龜澤省朝君) では投票の結果を御報告申し上げます

永瀬三吾君 二十票

吉植庄司君 八票

鹽谷信治君 六票

勝田重直君 一票

従つて永瀬三吾君御當選であります、(拍手)では議事日程第二に入ります、議案第三號天津大和日本尋常高等小學校敷地買収を租用に變更の件、今度から議案が連続番號になりましたので第三號とありますが、新しい民會よりの連續番號であります

日程第二、議案第三號、天津大和日本尋常高等小學校敷地買収を租用に變更の件

○副議長(龜澤省朝君) 提案者より提案趣旨に就て御説明願ひます

○助役(宮家壽男君) 昨年三月の通常民會に於きまして、特三區、現在大和小學校の假校舍附近

(10)

に於て約五十畝の學校用敷地を買収する事に決議になりましたのでございますが、その後同地区は建設工程局に於きまして新市街計劃を致されるやうになりました、その地区を買収して更にこれを三十ヶ年間租用する事に變更されました結果、これが買収が出来なくなりましたので天津市建設工程局から租用する事になりましたのでございまして、買収が出来なくなりました爲にこの租用に變更する事の御承認を御願ひ致したのでこの變更案を提出致しました次第でございます、尙租用規則等は茲に参考表を付けてございす通り、三十ヶ年経過致した場合に租用者の希望に依りまして租用を繼續する事の出来るやうになつて居りまして、基本料金の再度納付を要せずといふ事になつて居りますので、永租権によく似た形の租用契約になつて居ります、その變更方に就て御承認を請りたい趣旨でございます

○副議長(龜澤省朝君) 質問ございませんか(「異議なし」と呼ぶ者あり)では讀會省略可決致したいと思ひますが(「異議なし」と呼ぶ者あり)では讀會省略可決確定致します、次は日程第三議案第四號、天津日本中學校假校舍隣接土地及同地上建物買収の件、これを議題と致します、

日程第三、議案第四號、天津日本中學校假校舍隣接土地及同地上建物買収の件

○副議長(龜澤省朝君) 提案者より御説明願ひます

○助役(宮家壽男君) 本議案は、現在假校舍として使用して居ります元南開大學の敷地の一隅に小地主に小家庭がある事が最近になつて明瞭になりましたのでございすが、その位置は中學の

(11)

入口の端の所の左の角の所にございまして、其處に約七畝の土地と、それに平屋建が百七十坪余建つて居るのでございすが、最近に至りましてその所有主が頻りに此の土地と家屋を返還してくれといつて居ります、これはその事情が分りました爲に、これを返還してくれと願ひ出で居るのでございすが、これは御承知の通り此の土地は南開大學に入ります橋を渡つてその中であります爲に若しこれを地主に返還した場合は、警備上その他に就きまして非常に支障を生ずるといふ状態にありまので、軍の方に於きまして出来るならばこれを民團に於て買収して、あの「クランク」の中の一角に對しては充分警備に遺憾なきやうにしたいから買収してどうかといふ御指令がございしたので、參事會に諮問致しましたところ事情止むを得ないものとしてこれを買収したらいだらうといふ事になりましたので、民會の御承認を仰ぐ次第でございます

○早瀬精一君 御提案には賛成致します、こういふ御提案になる時には予め青島風なんかを添へて欲しい、それは何故かと申しますと、昨年建上りました三笠小學校が出来上りましたが、開校式の時に行きまして邊鄙に建つてゐるのを見まして青島風でもありませんでしたらばもう少し考へるべきであつたので我々協賛申上げた關係上誠に不經濟誠に邊鄙な學校を建てたといふ事を返へす返へすも惜しい事をした事を痛切に感じて居ります、あれが若し青島風でも付いて居れば尚地域的に異論のないところに御賛成したものと存するのであります、只今三笠小學校は一番邊鄙で

(12)

ありまして假校舍を新に新校舍にしてくれといふやうな請願が出て居るやうに何つて居りますが殆んど通學しやうにも縁も山縁ない邊鄙な、然るにこれに建つてゐるところの建物を見て驚いたのであります、これも知らずに、土地が空いてゐるからといふので賛成したんで、學校の事ですかどういふ地點があるのか分らないといふ事がありますから、どうぞ御提案の、學校の敷地のやうな時には必ず青島風を付けて参考にして戴くといふ事をこの際御願ひして置きます

○助役(宮家壽男君) 御希望御尤もと存じます、次回より出来る限り御希望に副ふやうに取り計らひます

○鹽谷長造君 あの土地の地代は、私が持務機關に再三返還の事を取次いでやつた關係があるのでございすが、買収価格は幾等位いつて居ります

○助役(宮家壽男君) 買収価格に就きましては民間の査定もございすし、本人の申出もございすが、その間相當な差がございすので、これは不動産評價委員會の査定に依つて決定致すつもりであります

○横山金吾君 只今の御説明を聞きまして此の買収する事に就ては止むを得ないと思ひますが、買収なさつた後直ぐ使ふんですか使はないんですか、何か利用價值があるんですか、そいふ點を一寸御説明致します

(13)

○助役(宮家壽男君) 實際申しますと利用賃に於ては直に百パーセント利用し得るものではないです、然し借入宿舎を造りますとか或は物置を造るといふ必要が現在も生じて居ります

○横山金吾君 予定ではありませんね

○助役(宮家壽男君) 將來そういふものを造る考へであります

○佐瀬常盛君 序でながら一寸御訊ねたいんですがこの今問題になつて居ります一議題になつて居ります買収決定の今の舊南開大學の敷地そのものはどういふ土地になつて居りますか、何人の所有になつて居りますか

○助役(宮家壽男君) 只今軍管理地並に家屋になつて居ります

○佐瀬常盛君 舊南開大學は一時的なものと承つて居りますがどうなんですか

○助役(宮家壽男君) 毎年一回契約を更新する事になつて居りますが、他の或は火葬場とか、只今民間では關係ございませんが野球場とか民團で關係して居ります、河北に於ける馬公祠とかを拜借して居りますが、毎年契約を一回、更新する事になつて居りますので、そういふ一年限りの租借期間のものに對して多額の修繕費を掛るとか、本案の如く買収するといふ事に就きまして將來に對する心配といふものが當然生ずるのでございますが、これは公式に申上げ兼ねるのであります、軍方面に於かれても早急にこの敷地或は建物を返還せしめるやうな意思はないからといふ御内意を聞いて居りますのでございまして、それ以上具體的に申上げる事は出来ないのでございまして、そういふ程度でございまして

(14)

○副議長(龜澤省朝君) 外に質問もございせんか、質問がなければ議會省略可決致したいと思ひます一では可決致します(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(龜澤省朝君) 次は追加議案として配布しました表を御覽下さいまして日程第四としまして議案第五號業務復興資金借入額減額に關する件を議題と致したいと思ひます

日程第四、議案第五號 業務復興資金借入額減額ニ關スル件

○副議長(龜澤省朝君) 提案者より御説明願ひます

○助役(宮家壽男君) 御説明します、一昨年八月の水災に依りして打撃を蒙りました天津の在留同邦の業務復興の爲に、十五年一月の第五十二次臨時民會に於きまして、東拓より總額四百萬圓を起債する事の御決議になりましたに依つて各業務復興資金特別會計條令並に業務復興資金貸付條例を定めましてこれが運行に當りましたのでございまして、十五年三月の通常民會に於てこの借入金四百萬圓全額をこちらに現送して参ります事は資金の統制上非常に困難な情勢になりましたので、四百萬圓の中一部若くは全部となつて居りますが、その半額以上を復舊に要する資材を輸入致しまして、その資材の代金を内地で、この資金を使ふ事に御決議を戴いたのでございまして、その後御承知の通り居留民の經濟復興の状態が非常に好良に向ひまして大部分自力復興致しました事が一つの原因でございまして、又一方約三百萬圓に相當する復舊資材を内地か

(15)

ら輸入する事に致しまして鋭意これが輸入の爲に興亞院並に主務省に許可を申請して居つたのでございまして、日一日と輸出統制が厳しくなりました爲に百方手を盡しましたけれども資材としてこちらに輸入し得るものが非常に少なくなりました、昨年十二月末迄に主務省の輸出許可を得ましたものが總計四十萬四千餘圓に過ぎない事になりましたのでありまして、これ以上永く請願致しましたもその見込がございせんので昨年末を以て許可の申請を打ち切りまして、只今許可を受けましたものも船積の準備を致して居りますが、大體本月一杯を以てその準備が完了致す事になりますので、この方はこれを以て打ち切りとすといふ事に參事會に於ても御決定を願つたのですが、尤もこの許可を受けたものも他に若干興亞院に於きまして所謂切符を渡したものがございまして、これはその需要者が直接に製造者と交渉致しまして當地に輸入する如く計らつて、民間が一括輸入する事からこれを打ち切る、といふ事に、こゝにいふ事になりましたので、尙又こちらの方に現送された資金は昨年五月十七日に現送の認可を得ました五十萬圓、並に十月、十一月各五十萬圓づゝ合計百五十萬圓現送を許可されました、これを業務復興資金審査委員會の審査、北京に於きます財務省の審査に依りまして現送をして置く事になりました、これが貸付は一月十七日現在に於きまして總貸付件數三十六件、百五十六萬三千圓、といふ貸付を致しまして、尤も此の百五十萬圓の資金の内、百五十六萬三千圓で六萬三千圓超過して居りますが、これは物資に依つて貸付たものが、物資がこちらに入荷しました當時に業務復興資金の肩替りとして貸したものが六萬三千圓

(16)

で百五十六萬三千圓となつて居りますがこの貸付の方もこれを以て一段落となりましたので四百萬圓の借入の御決議になつて居りましたが只今申上げた事情に依りまして二百萬圓でこの起債を打ち切るといふ事に本民會で御承認を得まして起債額を二百萬圓に減じ、そうして先程申上げた業務復興資金特別會計條令並に業務復興資金貸付條例中の資金四百萬圓、といふのをそれ〴〵二百萬圓に訂正する事に協賛を受けたい次第でございまして

○山田榮治君 一寸助役に相談申上げますが、趣旨は分つて居りますが、案自體に四百萬圓を二百萬圓に減額するいふ案になつて居りますが四百萬圓に決定し、政府は四百萬圓を貸出す事を承認されたんだから四百萬圓を二百萬圓に借入を見合すといふ……

○助役(宮家壽男君) 意味はそうなんです

○山田榮治君 だから額を二百萬圓減額する事に、四百萬圓要らん事を、東拓の方にも契約して居りますから減額するのでなく四百萬圓を二百萬圓に借入を見合すので、二項の條例の改正の必要はないと思ひますが、如何ですか

○助役(宮家壽男君) 山田さんのおつしやるのは四百萬圓を二百萬圓で打ち切るといふ事にする譯です

○山田榮治君 要するに今の案の形からいひますと四百萬圓を二百萬圓に減額するとなると最初から四百萬圓と最初に決議してゐるので額の訂正になると、これは四百萬圓は東拓と契約して一部

を借入たんだから減するのではなく全額を二百萬圓に此の際見合すといふ決議ではないですか、形が成り立たないと思ひます。

○助役(宮家壽男君) それでいふと思ひますが、二百萬圓で打切る事……

○山田榮治君 そうです

○助役(宮家壽男君) そういふ意味なんです

○山田榮治君 條例は四百萬圓借入れるといふ事に決定して、條例を今日迄遂行して来たから條例の改正をする、條例に基づいて貸付を決してから條例の四百萬圓總べてこの通りやつて来たから二項を削除しないでいい譯で、この金を四百萬圓を二百萬圓に借入を見合す事にすればいいんぢやないかと思ひます

○助役(宮家壽男君) 四百萬圓の内を二百萬圓に打切るといふ事にする……

○山田榮治君 これは見合するが、四百萬圓は決定してゐるから、趣旨は分つてゐるが適當に直し下され

○勝田重直君 今の打切りの話ですね、これは東拓側の方で承諾してゐるんですか、一應東拓に照會しましたか

○助役(宮家壽男君) 照會しました、大體諒解を得ました、正式な公文書に依つて大藏省並に東拓に出してこれといふ事をいつて来て居ります、書面でくれと電報でいつて来て居ります、公文書

(17)

でその減額する事を申出てくれと……

○勝田重直君 向ふからさういつて来て居りますか、それは豫め承認を得て置かないと相互契約なんだから、こちらで單獨にやつて了ふといふ事は向ふに契約が分つて居ればそれでいいやうなものですが、こちらで決めて了つて向ふに押つけがましくやると筋合が違つて参りますから

○助役(宮家壽男君) 大體諒解を得て居ります、大藏省東拓に公文書で通知をくれといふ事をいつて来て居ります

○勝田重直君 先に諒解を得て置けばよかつたと思ひます

○助役(宮家壽男君) 提案する前に交渉致しました、交渉は未だ決まつてはゐないんですが、公文書でいつてくれと来て居ります

○勝田重直君 大體の諒解を得ればいゝだらうと思ひますが、矢張順序があるんぢやありませんか

○永瀬三吾君 勝田議員、可決しなければ解決出来ない問題だから一應内諾を得話を決めた上で、今日民會で決めたもので願ひ出るものと違ひますか

○山田榮治君 私は借りに行つた關係上さういふ事を豫想して大藏省から東拓へ社債引受の形で大藏省が運用資金を載せてくれたのであります、四百萬圓借入なければならぬといふのでなく特に繰上償還を認めるといふ我々要求をしまして所謂自由に減するといふ形でして、實はそれ際四百萬圓全部御借りするんぢやない、必要に応じて一部を打切るといふ事を大藏省の諒解を得て居り

(18)

ます、東拓の契約をする際に諒解を得て居ります、打切る事に付いて特に事務の方と電報で交渉して居ります、東拓の方は異議がないんですが大藏省の方は寧ろこの金を少く使つてくれといつて居ります(「分りました」と呼ぶ者あり)

○副議長(龜澤省朝君) 山田議員の御質問は何んですか、案文がこれではいけないといふ譯ですね

○山田榮治君 そうなんです、趣旨はよく分つて居りますが

○助役(宮家壽男君) 東拓との起債條件の変更になつて参ります、が減額はこれは矢張外務省の認可を得る必要があるんぢやないかと思ひますが、

○山田榮治君 減額に就て……

○助役(宮家壽男君) 繰上げ償還ですから前の契約に依りまして償還を決定して居りますから借入全額四百萬圓の起債の認可を得て居りますのでそれを二百萬圓に打切るといふ事は、前に矢張り認可を得て初めて手続に移るんぢやないかと思ひますが

○山田榮治君 勿論認可を必要とするだらうと思ひますが、然し茲で四百萬圓を二百萬圓に変更するんぢやない、何處迄も四百萬圓の認可を得たから、それに基づいて政府に請願して東拓と契約をして一部を借入たんだから後を借りない事に監督官の認可を得ればいゝんだから、案自體は矢張り嚴格に借入額の變更でなくして打切りでなくちやならんと思ひますが

(19)

(「打切りでも變更ぢやないか」「減額の變更でなくして決議の變更でせう」「そうです」と呼ぶ者あり)

○永瀬三吾君 山田議員の趣旨を、當局として東拓に相談する時にその趣旨を説明して、議案としてはその儘で如何ですか希望致します(「宣しい」と呼ぶ者あり)

○助役(宮家壽男君) 充分さういふ御趣旨に依りまして認可申請致します

○副議長(龜澤省朝君) 他に御異議なくば一應可決致したいと思ひますが、(「異議なし」と呼ぶ者あり)ではこの儘議會略して可決確定致します、次は日程第五議案第六號、昭和十五年度居留民團歳入出追加更正豫算案

日程第五、議案第六號、昭和十五年度居留民團歳入出追加更正豫算案

○助役(宮家壽男君) 昭和十五年度居留民團歳入出追加更正豫算案の御説明を申し上げます、これは一般會計の方に屬するものでございまして御説明の順序と致しまして歳出の方から御説明申し上げます、大體この更正を要しますのは警備費の巡捕の手當を昨年十二月から本年度末迄の間一人に對しまして十圓づゝの手當を増額する事に致しまして、尙それに伴ふ家族手當増額合して三萬二千四百〇七圓増額になりますのでございまして、これは御承知の通り諸物價暴騰の結果巡捕の給與が少ないといふ事で豫ねて警察當局からこれが増給方を御申出になつて居つたのでございまして、この昨年春に於きましても相當の増額を致しました爲に民團當局と致しましては又更に十

(20)

(21)

圓の増額はどうかと考へて居つたのでございますが、益々生活必需品が騰貴致しまするに殊に英租界等の巡捕の問題が勃發致しました事態に鑑みまして、參事會の諮問を経まして増額致す事になりまして爲に三萬二千四百七圓といふ増加を必要になつたのであります、それからその次の被服費の減額になりましたのは初め予算成立後第一回の増給を致しました際に、被服費の洋服とか靴なんかの使用年限を永く致しまして本年はこれを使用しないでいゝ事にしまして、この款の中の項の流用に依つて俸給手當の方に一萬五千一百二十七圓繰入れまして支給致しました爲に被服費の方に一萬五千一百二十七圓減少するといふ事になつて居ります

消防隊の方の經費の一千五百四十三圓の増額も警備費の増額と同様の理由でございます、被服費の減額も又先程御説明した通りでございます、雜費の一千五百圓増は電燈料が予算以上に要しました爲にこれだけの増額の必要に至つたのであります、第十六款の課金徴収費は今申述べます歳出の増を補致す財源として遊興課金の増額を追加致しました爲にその増額された課金の徴収手数料の増が一萬六千八百七十四圓となるのであります、これに對する手数料の増額でございます、鑑札費の増額は人力車、自轉車、その他が予算よりも多く出ました爲にこれだけの諸番號表の費用が高んだ譯でございます、勿論歳入の方も増加致しましたが合計しない儘にして決算に移す事になります、次の雜支出の二萬八千圓の増額は、その主なるものはこの備項欄に書いて居りまする最後から三番目の防費の九千圓が全然予算して居りませんのでございまして、これは

(22)

昨年の丁度増水に際して御承知の通り新興路の周圍なんか高い堤防を建設總署が築きまして防水の完全を期しました如く、白河々岸に於きましてはそれ／＼防費を築きまして防費の増額を要するにございまして、日本租界の碼頭の築堤は全然この必要を一年そつといふ防費の増額を必要としないだらうといふ考へで予算に計上して居りませんが、防衛司令部の命令に依りまして關係各方面に於て只今申上げたやうな防費の増額を致しましたので民団に於きましても約一軒に買ります埠頭地區の防費を致しました爲に約九千圓の費用を要したのであります、これは只今申上げたやうに予算に計上してございせん爲に雜支出から一時支出してその築造をした次第であります、その他御承知の通り軍官方面に於きまして御總動の方でございます、爲に記念品を贈呈するの予算よりも多く要りました、警防團の演習費等も演習が本年度内に實施されるや否やといふ事で予定してございせんでしたが、これが演習が實施されたといふ事に依つて二千圓を追加致したのであります、その外、接待費に於きまして増額致しましたのは、御承知の通り従來一人前十五圓多くと二十圓位で済んだものが只今四十圓近く掛るといふやうな状態になりました爲に、この接待費の増額が要求されるに至つたのでござい、然し現在に於きましては殆んど左様に多額の經費を要するやうな接待は殆んど見合して居るんでございまして、この位の増額が必要となりまして爲に茲に接待費と致しまして、雜支出二萬八千圓の増額を御承認願ふ次第でございます、その次に第二十款特別會計入金は復興資金特別會計五

(23)

萬七千七百六十圓の繰入が必要になりましたのでございまして、これは當初四百萬圓の業務復興資金が早くこちらに参りまして、これを運用し得る如く豫算を編成したんですが、御承知の通りその資金の来る事が遅れまして第一回五百萬圓の如き、現送されたのが五月半過ぎたといふやうな状態、並に二百萬圓減額といふ情勢になりました爲に當初四百萬圓全部に對して早く消化されるものとして予算に組んで居りましたが、その後茲に差額を生じました爲に一般會計から五萬七千七百六十圓繰入をしなければならぬといふ事になつた次第であります、それで豫備費はこの經常部並に臨時部の増加との、歳入増加との差額二千八百八十七圓といふものを豫備費に追加致しまして收支のバランスを合せたのでございまして、歳出の臨時部に参りましてこの日本租界のエクステンションであります新市街の土地買収を致します爲に、南滿鐵會社から二百萬圓借入して居りましたが、据置期間が経過致しまして十五年度から償還する事になつたのでござい、十五年度の豫算編成を致します際に民間財政の現状に鑑みてこれが償還を延期する事を滿鐵に依頼しやうといふ事になりました爲にこの償還金を計上してなかつたのでござい、その後再三滿鐵に延期方を交渉致しましたが、滿鐵の都合に依りましてどうしても契約通り實行してくれといふ事になりました爲に茲に第一回の償還金二萬八千圓と一萬四千圓の利子とを支拂ふ爲にこの追加を要求致しました次第でございます、第十九款の事變費は學校の職員の特遇を改善するといふ大使館の御趣旨に基きまして、北支那の各都市の學校教職員の特遇を致しました、そ

(24)

れた併ひまして、事變手當も増加するやうな事になりましたのでその際に於きまして、本年七月民間吏員に對する事變手當も諸物價騰貴の爲に生活困難であるといふ事を參事會で御同情下さいまして従來五十圓以下の事變手當は七割といふやうな率でございまして、薄給者に多く事變手當を給するといふ事に改正になりまして、百圓以下を八割といふ風に増給を御承認下さいました爲に、その吏員全部に對します事變手當が七萬六千五百七十九圓といふ増加を來したのでござい、まして、これは當時既にこの事變費の不足が出來る事が豫算上分つて居りましたが、追加を出來るだけ總ての見越しが付く迄延ばしまして茲に御要求を申上げる次第でございます、それからこの増加致します歳出を償ふ爲に歳入の方にどういふものに豫算よりも歳入増があるかといふ事を検討致しましたのでござい、色々な課金に於て現在の成立豫算よりも収入の増額は若干づつ好良になつて居りますが、二十數萬圓の増額を一つに於て償ふものはございせんので、もしそれを更正致しますと全歳入の款に就て更正するといふやうな事になります爲に、前民會に於ても色々御議論がございました、遊興課金の再度増加を計上しました事は余り好きしくないのでござい、然しこれは實際から申しますと成立豫算八十六萬七千六百四十二圓に對して十一月迄の収入が九十七萬九千四百八十八圓といふ數字を示して居りました、これを一ヶ月平均致しますと約十二萬二千餘圓になつて居りますのでござい、四ヶ月の間にこの状態で参りますならば恐らくは五十萬圓の増収になるのではないかと豫想される状態

場に配布したのは遊興課金が今の見送りで民團の課金も當然、通常予算に於ける、一般に於ける歳入の見送しといふものは表のあれに依ります、更正額が四百四十萬圓が今日に於きて大體の予定で、二十五萬圓増の予定で外に民團の課金を他に就てどの位になる見込ですか

○助役(宮家壽男君) それを込めて六十五萬九千圓位

○横山金吾君 四百四十萬圓よりですか

○助役(宮家壽男君) そうです

○横山金吾君 それだけ追加がある譯ですか

○助役(宮家壽男君) そうです

○秀島虎男君 一寸私初めてで分りませんから御質問致します、十六款の遊興飲食課金徴収手数料といふのがありますが、民團當局は集金係といふものがあるやうに考へて居つたんでありますがこれはどういふ事に支拂はれる手数料でございますか

○助役(宮家壽男君) これは三業組合ですと組合が纏めて民團に課金を納めてくれるやうになつて居ります、そういふ場合に課金係例に依りまして取扱手数料をやる事になつて居ります、そ

○秀島虎男君 これは規定に決まつて居りますからこうなつて居ると思ひますが、これは民團の方で徴収する事は出来ないので、一寸分りませんから御質問致します

でございますが、その半額の二十五萬圓の増収といふ事を豫算しましたのは余程内輪の見積りであり、二十五萬圓といふこれが追加を御承認願ひまして、そうして先程説明申上げました歳出の増に對してこの歳入の増を計つた次第でございます

○副議長(龜澤省朝君) 訂正表を差上げてあるのでございますが、第五款警備費の一、俵給手當のところ、二十三萬五千八百八十七圓となつて居りますが、二十三萬五千八百九十三圓の誤算でございますから左様御訂正願ひます、既定豫算のところ、二十三萬三千四百八十圓となつて居りますのを二十萬三千四百八十六圓と御訂正願ひます、御質問ございませんか

○横山金吾君 眞だ私うっかりしてゐましたが、満鐵の團債といふのは何時頃借りたんで、今日迄利子は只だつたんで、満鐵の老西開の土地に對する

○助役(宮家壽男君) 十年据置です

○横山金吾君 其の間利子は只ですか

○助役(宮家壽男君) 十五年度から利息と元金を償還する事になつて居ります

○横山金吾君 十年間無利子ですね、十九款の來年度から學校職員のは全靜事變費も特別會計なんです、どうですか

○助役(宮家壽男君) 十六年度の編成は各特別會計別に計上する事に致して居ります

○横山金吾君 今助役の御説明を聞きますと、末だ澤山収入の増へるやうなあれだけれども實際諸

○早瀬精一君 東一に御飯を食へに行つたら民團からの率を書きました、二圓三圓ですが、これにサインしてくれといふ事、こんなものを貰つた事はないといつたんですが、もう少し厳密にしたら十萬圓位上げられると思ひますが、もう少し研究して各業者に複寫簿を三枚同様の傳票を渡して一々書込んで、勘定書を必ず受取るといふ事を新聞に出して、くれない時は請求して貰ふといふ事にすればこの點非常にデリケートな關係でうまく行くと思ひます、この間北京で人に連れられてカフェに行つたところが、一人に三本、三本だつたら来るんぢやなかつたといふと、何とか都合つけたと見えて持つて来て又三本の突出を余計取られる、あれは團で、こちらから納めるものは團ぢやないかと思はれました私余り行かんから知りませんが、料理屋廻りでは相當面白い仕事になつてゐるんぢやないかといふ事を私考へるんですが、この點當業者が充分御研究下さつて、複寫簿の印刷位譯ない事だらうと存じます、内輪に見積りまして二十五萬圓の増収だと助役さんいはれたが、最近飲食店等は非常に不景氣になつて居ります、そうしてあの邊りの飲食店の寄合で、店をアパートのやうな家賃を取るやうに店をしたのが七軒あり、それから二十軒も一日一人か二人しか御客が少ないので、ストロブを通してやつたんぢややり切れんから休もうといふ人々が出て来て居りますから、余り團に乗つてやると余り馬鹿を見ますからその點御注意を願つて置きます

○助役(宮家壽男君) 御注意有難うございました

○助役(宮家壽男君) パーセンテージ相當の手數料を拂つて居ります

○柳澤稅務課長 この手數料は各業者が民團に代つて徴收義務者となつて徴收してくれましてそれに對する手數料をやつて居ります、花代に對して五分、飲食に對して三分、尙私共の方の事務の手數料を省く爲に各組合に一括して徴收させる、申告も取る、尙併せて各カフェー組合ですと女給の女給稅、藝妓酌婦の方面になりますと藝妓、酌婦稅、といふ、そういったものを纏へて組合を通じて徴收させる爲にそういった手數料を組合に三分一徴收額の三分やつて居ります、これが茲に載せられて居りますのです

○秀島虎男君 分りました(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○永瀬三吾君 一寸御訊ねしますが、満鐵の團債償還は今年初めて急に出て來た譯でなく分つて居る事だから……

○助役(宮家壽男君) 本年十五年度の最初から計上すべきだつたものですが

○永瀬三吾君 分りました、來年度は最初から入れてをいて下さい

○助役(宮家壽男君) 承知しました(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(龜澤省朝君) では質問なくば……

○早瀬精一君 これは遊興課金ですが、民團から複寫簿になつて居る受取を渡して居りますか

○柳澤稅務課長 一部支那人の方に渡して居ります

(29)

○副議長(龜澤省朝君)他に御質問なくば、「異議なし」と呼ぶ者あり(讀會省略可決確定致したいと思ひますが)

○助役(宮家壽男君)横山議員に十年間据置と申しましたが五年間据置の誤りでございましてから休憩致しませうか(「やつて終ひませう」と呼ぶ者あり)皆さんの「十分間休憩」と呼ぶ者あり)では日程第六、議案第七號、昭和十五年度故田代將軍記念事業費特別會計歳入出更正豫算案、これを上程致します

日程第六、議案第七號、昭和十五年度故田代將軍記念事業費特別會計歳入出更正豫算案

○助役(宮家壽男君)御説明申上げます、御承知の通り北支忠靈顯彰會に於きまして最近この資金を御集めになつて居りますので、天津分會で總領事館の方から從來民團に於て取扱つて居りますところのその資金は此の際全部忠靈顯彰會北支支本部の方に獻金するやうにしてくれといふ御指示がありましたので、故田代將軍の御寄附を基として積立て、参りました資金をこの際全部忠靈塔の方にお納めする事に致しましたのでございしますが本年の當初予算に於きましては寄附金が三百圓の予算に致して居りましたところが篤志家の寄附が多くありまして一千五百三十三圓増額致しましたのでこれを追加致しまして、八千八百四十一圓を全部忠靈顯彰會北支支本部の方にこの際獻金する事に致しました爲にこの更正を御審議願ふ次第でございます(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(30)

あり)

○副議長(龜澤省朝君)では讀會省略可決確定致します次は日程第七、議案第八號昭和十五年度教育費特別會計歳入出追加更正豫算案これを上程致します

日程第七、議案第八號、昭和十五年度教育費特別會計歳入出追加更正豫算案

○助役(宮家壽男君)この更正を致します趣旨は本年度初に予算を組みました時に、民團民會聯合會の決議に基きまして十五年度に要する臨時費即ち學校の建設費の半額を國庫の補助に仰ぐといふ事になつて居りました爲に、第二款の國庫臨時補助金のところに百五萬三千三百三十七圓といふものを計上して居つたのでございしますが、不幸にしてその補助が非常に少くなりまして只今のところ期待し得る額は約九萬圓に過ぎないのでありましてその差引不足額が九十六萬三千三百七十七圓出て居るのでございします、これをこの歳入減を補ひます爲に歳出に於きまして事業の繰延を約五十六萬圓繰延致しまして、それからその他に約四十萬圓を、その次に書いてあります第四款の教育團債これが當初予算に於きましては百六萬五千圓の募入となつて居りましたのを、猶四十萬圓の募入残りがありますのを本年度内に拂込して戴くやうに交渉致しました結果、四十萬圓の募入を得ましたのでその九十六萬三千圓を事業繰延以外に四十萬圓の此の團債を補ひまして收支を相償ふ如く合せたのであります、それから只今申上げた歳出の經常部に於きまして人件費の増加を來して居りますのは、先程申上げたやうに教職員に對する待遇改善の結

(31)

果年度當初よりそれ〴〵一齊増給する事になりました爲に要する増加額でございます、(「異議なし」と呼ぶ者あり)一々御説明を省きまして臨時部の方に於きましては濠路小學校の工事費が予算よりも一萬八千圓減になつて居ります、吉野小學校で「ボイラー」を新校舎の爲に注文を致しましたが本年度内に購入不可能になりました、それから宿舎の新築を延ばしました事、並に大和小學校は予定よりも埋立が遅れました爲に工事の着手が遅れました先程この敷地を買収としてあります敷地租用と御訂正願ひましたが、校舎新築費二十五萬圓を次年度に繰越し、女學校に於きまして新築費、これも工事が予定よりも早く済んだらういふた、それに依つて政府の臨時補助の減額を補つた爲にこの追加更正の要求をします目的であります(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○早瀬精一君 この第三小學校の敷地買収代といふのは今迄拂つてなかつたのですか

○助役(宮家壽男君)御説明申上げます、三笠小學校の敷地買収費の支拂は華北交通に支拂ふ事になつてゐたのを華北交通の名義に書替はして更に民團に書替るといふ手續が非常に遅れました、予算編成當時に書替はしたが何時出来るとも支那の役所である事だから分らんとお事でありましたので、予算に計上して居りませんでしたそれが予想したよりも早く手續が済んだから支拂つてくれといふ御請求が参りましたので、それで茲に計上した次第であります

○早瀬精一君 それは結構です、支拂ひする事に御賛成申上げます、就きましては三笠小學校の敷

(32)

地代の事に就て話が出ましたので申上げますけれども、地代も拂つて居らん小學校が將に壞れんとして居ります、危険千萬な家の建方で天井硝子障子は割る所一寸、五寸の厚い壁が教室に落ちる、まるで所謂吊天井の下で勉強してゐるやうなもので窓と窓との間の柱がはらんで居ります、これは實にも少し民團に現場監督といふものがあると思ひます、民團で切腹した事を聞かんから平氣で居るのだらうが、新築になつた家の柱がはらんで内の方へはらんで居ります、ボイラー室が雨が降ると水が一杯になつて溢出さんといかんといふ状態で、窓を明けますと突張つてゐる金がゆがんでますから、一遍明けたら閉まらんから明けん事にしてゐる、修繕費が四千圓許り掛るといふ事を伺つて居りますがこれは實に無責任な建方で監督の仕方をしたものだといふ、この間行つて見まして驚きまして、邊鄙へ建てた事は仕方ございませんが、誰が責任を負ふんですか、そいふ建て方をしてゐるのは

○大泉工務部長 天井の話ですが、あれは丁度工事に掛つて間もなく水害が参りました最初の手定より工事の進行が遅くなりまして天井をやる時は十一月の末位になりまして多少急いでやつた、寒い時無理してやつたんで、それから四月迄に早く竣工させなければいかんやうになつたものですから、特に無理をしてしまった爲に教室の全部といふ譯でもありませんので、二階と下の全部の天井が全部なつて居る譯ぢやないんで、「殆んど龜裂を生じて居ります」と呼ぶ者あり)今その方をやつた請負もその都度無償で請負が直してくれて居るやうな次第であります、窓の方

はスチールサッシュが細かつた爲段々煉瓦の水が少くなるに随つて窓が上から押されて来たものでスチールサッシュが外に曲つた譯です、この春一今寒いから一窓を取外してよくする事にします、暖かくなつたら一遍外して今のスチールサッシュを少し縮めて暖めればよいと思ひます

○鹽谷辰造君 只今御話を承りました三笠小學校の建築の、大切な子供の教育に就て非常に面白いふ危険のある事を現在やつて居りますが、これは責任を明かにして、由つて来たところを追求した方が、將來の爲になると思ひます、調査委員といふものを設けたら如何ですか一動議を提出致します

○副議長(龜澤省朝君) 動議ですか

○早瀬精一君 調査委員に賛成します

○助役(宮家壽男君) 御尤もの御説でございますが、御承知の通りその後建築課長を交迭致しまして、尙將來の工事に就きましては萬全の措置を取る如くその機構の改革強化を考へて居ります、將來は充分立派なるものを造るやうに考へて居るのでございまして、その責任の歸着に關しては大體の検討は付いて居ります、それでこの際調査委員を設けて責任の歸着を明かにするのは誠に結構でございますが、その大體の責任の歸着に就きます措置などに就ても考慮致して居りますので出来る限り、特にさういふ委員会をおつくりになりませんで將來充分御監視願ふ事に願ひましたならば大變結構と存する次第であります、御願ひする次第であります

○横山金吾君 只今助役の説明を聞きますと何か思ひ當る點が「不正といふものがあつたといふ事」を是認なさつたやうですが、さうですか

○助役(宮家壽男君) そうぢやありません、例へばスチールサッシュの心棒などは設計者が設計を間違つて居つた結果なんです、もう少し肉を厚くする事にすれば上からの重量に堪へ得るんですが、鐵材の不足の場合出来る限り計算してやつた設計が間違つて居つたのでございまして

○早瀬精一君 申上げます、建築上の第一の責任者が交迭して民間に居られんか止むを得ませんが、後日の御参考に申上げます、三笠小學校の普請中に建築課長と請負師とが盛んに花柳界を泳ぐ、それから最近下手な口は利かれはしませんけれども、課長は相當金を持つて居るといふ噂があります、これは危険千萬な事だと存するのであります、これは果して噂が事實でありや否や人を傷つける事になりますから證據を押へすに斯く申上げる事は間違つた事か分りませんが、さういふ噂を聞いた家が地代を拂はん前に壊れ掛つてゐるといふ事は當局者として非常に責任を感じて居る事と存じますが、濟んだ事は仕方がないと思はせう、將來學校の建築等に對しては十二分に注意して戴かないと、改築して日が浅いのに天井がひびつたといふ事は何といふ事です、盛んに壁が落ちるので先生がついて歩いて確認してから授業をやつて居ると聞きました、窓のふくらみを見ましては何とも言譯がないと思ひます、順々に學校を建て、行かなければならぬ天津になつて居りますからその點は殊に嚴重に、無論建築課といふ風な機構自身を改革して戴きま

して頭の進んだ請負關係者乃至組の者が來てるんですからこいふ人を或は顧問にするとか囑託にするとかして萬全を期してやつて戴きたい、特に御願ひして置きます

○古田治四郎君 序でだから申上げて置きます、學校の事で以前から疑問を持つて居ります、地代さへも拂つてないのにあの有様であれで民間の建築はよく受取つたもんだと思ふそれ程私等の素人の眼で見ても手抜かりがあると申します、設計が悪いといふか明かに分つて居る、今日壊れたのは不思議ぢやない、色々皆さんおつしやるが、あれで建築技師として知らないといふのは民間當局の怠慢ぢやないかと思ひます、殊に毎回質問しますと民間長は權威者で御心配なくと繰返して申されるが、事實どの建物も龜裂が生じて居ります、水害の爲でもありません、現に彼處に出來た民間宿舎も少し龜裂が出てゐる、もつと來るだらうと思ひます、これは所謂建築業者が悪い、請負の設計が悪かつたのか何れにしても更にこの補強をやつてゐるが、我々民會議員と致しましてさういふ事は萬全の注意を拂つてあると思つて賛成してゐる、今後學校の建築は益々多くなる、さういふ場合權威者が相當あるから分らん時には地方の權威者に参考の爲に設計の御意見を求めて建築されるとか、充分再びさういふ間違ひのないやうに特に御願ひしたいと思ひます、又機構改革がありませうが、何でも彼でも雇つた者は養老院の如く養つて置かずして新體制の今日矢張實力のある人を使ひ、間違ひ許りの人に高給を拂つて何と居留民に申請が立つたといふ事を申上げたいのであります、今申上げたやうに止むを得ん事ですが、今工務部長の御話のあ

れが細かつたとかそんな事はいへた義理ぢやなからうと思ひます、我々満足出來ない、まあ出來た事は止むを得ないがこれから充分御注意下さらん事を御願ひして置きます(「進行」と呼ぶ者あり)

○副議長(龜澤省朝君) 他に御質問ございませぬか—それでは只今の御希望を事務當局の方に於ても充分承知されたやうですからこの儘無修正で讀會省略可決確定致したいと思ひます、(「賛成」「異議なし」と呼ぶ者あり)では讀會省略可決確定致します(「休憩」と呼ぶ者あり)休憩しますか、では十分間休憩致します

○午後十時五分休憩

○午後十時二十分再開

○副議長(龜澤省朝君) では再開致します、日程第八、議案第九號昭和十五年度天津日本公立病院特別會計歳入追加更生豫算案、これを議題と致します

○日程第八、議案第九號、昭和十五年度天津日本公立病院特別會計歳入追加更生豫算案

○副議長(龜澤省朝君) 助役に御説明願ひます

○助役(宮家壽男君) この追加更生は頗る簡單でございまして、歳出の方に於きまして物價騰貴の爲に醫療費、消耗品費、藥品等が豫算よりも多く要るやうになりました爲に追加要求をしてるのでございます、尙臨時部に於きまして公立病院の新築地たる現在のグラウンドが果して建築に適

(37)

するかどうかといふ爲にボーリングをします。杭打試験をしました。爲にこれだけの臨時費を要しました。是等の歳出を補ひます爲に現在丁度四萬八千余圓出ましたので前年度繰入金歳入の繰入で歳出増を補つた次第でございます。

○副議長(龜澤省朝君)御質問ございませんか(一異議なし)と呼ぶ者あり)

○横山金吾君 この数字を見まして数字の上に於て別に異論ありませんが唯考へて見ますと、俸給手當が一萬二千圓減つて居る、各科の科員の補充が遅延したといふ事を私不満があるんで、唯でさへ外部の非難がある、又新築問題に就ても一つの理由が内部の狭隘及設備の整はないとか先生が少ないといふ事が盛んに議論されて、私賛成したんですが、病院を建てる事になつてゐる關係上當然計上された人員一止められた勿論理由は我々に分らないが、止むを得ない事情だと思ひますが、一萬二千圓も俸給手當を豫算に計上した先生及び看護婦、そのいふものゝ招聘が出来なかつたといふ事は、私この點に於て相當の不満がある、これは大いに今後共注意して就いて穿る豫算を超過しても充分に先生とか看護婦とかそういう方面に就て雇はれるやうに努力して貰ひたいと思ひます、それから臨時費のいふ費用は公立病院特別會計から出すんですか、私専門的に分りませんが、私の考へから行くと一般會計から全部出すべきものぢやないかと思ひますが、見解の相違ですから特に申し上げません。

○助役(宮家壽男君)補充出来なかつたといふのはありません、年度初めから補充し得るものと

(38)

して豫算を組んで居つたものが五月六月になるとか、其の補充する期間が遅れました爲にその間の俸給が除つたといふこといふ譯です。

○横山金吾君 遅れた間はその間だけ不自由して居るんぢやないんですか、豫算に組んだ以上それ〴〵目的の豫算を組んだんですから一その間遅れたんですから一特に私喧かましくいふんぢやないが、病院問題が、喧かましくそれが新規に建てる事に私賛成の方ですが、豫算を使ひ遣したといふ事は病院當局の主張した事とやつて居る事と努力が足りんやうに思ひます。

○副議長(龜澤省朝君)他に御質問なくば(一それは何うなつてゐる)と呼ぶ者あり)

○助役(宮家壽男君)大體補充出ました。

○副議長(龜澤省朝君)外に御質問ございませんか

○早瀬精一君 臨時部で公立病院新築の臨時費が出て居りますがこれは要るんでせう然し病院建設の團債の経過はどんなものですか、この際一週説明を伺へませんか

○助役(宮家壽男君)承知致しました、本日現在で寄附並に團債申込を受けましたものが總計三十三萬二千余圓でございます、これは主として天津に本社を有する方並に個人の方の御申込が多いんでございます、天津以外に本社を有する方の寄附並に團債の調査委員会に於きます。割當額は百六十萬圓位になつて居るのでございますがその内に申込は僅かに七萬二千余圓であります、この方は大體御寄附並に團債の懸券がある見込でございますが、只今内地の本店に照會されて居りま

(39)

す爲に御申込が遅れて居るやうに承はつて居るのであります。廿五日が締切になつて居りますが、多少締切を遅れましてこの内地の本店一天津以外に本店を有する方の寄附並に團債は略々予定通り御申込があるのぢやないかと考へてゐるところですが、それは予想でして實際申込を受けて見なければ分りませんが現在の御申込額は只今申上げました三十三萬二千余圓になつて居ります。

○鹽谷辰造君 その團債に就て私一寸當局の方に御伺ひしますが、從來團債を起す場合には將來返済する場合北支通貨になつてゐますか、圓になつてゐますか

○助役(宮家壽男君)北支通貨で募入しまして返済も……

○鹽谷辰造君 十年先十五年先の償還になりましてどういふ變化があるか分らん一圓と北支の爲替が今變化のないといふ状況ですか、一支那の中央銀行が出来ると貨幣の變動は無いとも限らないから、出来るならば將來の團債、教育團債借入金に就ては北支通貨に依つて支拂ひするといふ事を特に明記して戴きたいと思ひます。

○助役(宮家壽男君)そういう事になつて居ります。北支通貨といふ事になつて居ります。

○鹽谷辰造 結構です。

○副議長(龜澤省朝君)他に御質問なくば議會省略可決確定したいと思ひます(一異議なし)と呼ぶ者あり)では可決致します、それから一寸申し忘れたんであります、プリントの正誤表がありまして一寸申上げますそれは教育費特別會計追加予算の正誤表であります、その正誤表はお手

(40)

許に先に配布してあります。歳出のところ一六六萬九千三百三十八圓は誤りで一六六萬九千三百四十六圓に御訂正願ひます、臨時部の方が百七十六萬五千十圓とありますがこれは百七十六萬五千二百圓なりと御訂正願ひます、それから第九款とありますのを、第九款予備費を第十款に改めて載けます、それから数字を二萬一千五百一圓を二萬一千五百九圓と御訂正願ひます、それから比較の減のところを一萬五千五百三十三圓とありますのを一萬五千五百二十五圓と御訂正願ひます、それから小計のところ百六萬九千三百三十八圓とありますのを百六萬九千三百四十六圓と御訂正願ひます、それから比較表のところ八千五百九十九圓とありますのを八千六百七十七圓と御訂正願ひます、以下この正誤表が御手許にあると思ひます。御手許にございませうね(一ありませう)と呼ぶ者あり)では数字の讀上げを省略致して正誤表に依り御訂正願ひます、では次に日程第九、第十、同じ性質のものゝやうですから一括して上程致したいと思ひます(一異議なし)と呼ぶ者あり)では議案第十號昭和十五年度業務復興資金特別會計歳入追加更正予算案、第十一號昭和十五年度水災復興資金特別會計歳入追加更正予算案、これを一括上程致します。

日程第九、議案第十號昭和十五年度業務復興資金特別會計歳入追加更正予算案

日程第十、議案第十一號昭和十五年度水災復興資金特別會計歳入追加更正予算案

○助役(宮家壽男君)業務復興資金の方は先程御説明申上げましたやうに、借入金が一百万圓減少してゐる足りないといふ状態その貸付利息収入が二十二萬四千三百圓減少しました爲に一般會

計から五萬七千七百六十圓繰入してそうしてこの收支を合せるやうに更正致しました。誤り
ます、水災復興資金の方は業務復興資金の現金が参りましたのが遅れました。爲に予算して居りま
したよりも水災復興資金の貸出が多くなりました。爲に利息は収入利息は多くなりました。同時に
借入金の利息も多くなつてゐる、こういふ結果茲に更正案を提出した次第でございます。

○副議長(龜澤省朝君) 御質問ございませんか

○横山金吾君 一寸御参考に聞きたいんですが、この件で民間委員が永らく出張して居られますが
その旅費はどの位になつておられるのか、これは一般會計から出てゐますか

○助役(宮家壽男君) 御答へ致します、民間委員の出張して居りますのは物資配給の方の予算の方
から行つて居ります、この費用と關係ございません

○横山金吾君 關係あるかと違ひますか、これと關係あるのと違ひますか、物資の借入と書いてあ
ります、結局業務復興資金の中に入ると違ひますか

○助役(宮家壽男君) それは臨時經濟課で使ふもので特に別に物資配給費といふ予算を計上しま
してその方から支弁するやうになつて居ります、その歳出に對しまして物資配給手数料歳入と見
合して居る譯でございます

○横山金吾君 どの位の額になるか分りませんか

○助役(宮家壽男君) 旅費だけで三萬二千圓の予算でございますが、それは別に申
上げます

○會計主任(上原珍二君) 一萬一千六百圓、今迄で

○横山金吾君 今迄掛つたのが……

○助役(宮家壽男君) そうです

○早瀬精一君 細かい事を申上げるやうですが話が出たから序に伺ひますが、この間上野さんの追
悼會の時に山王ホテル桑原某といふ電報が参つて居りましたがあれは民間の桑原さんですか、山
王ホテル、其處へつと居るんですか

○助役(宮家壽男君) そうです

○早瀬精一君 伺ふところに依ると桑原氏あたりは行き歸り一等車賃で往復をしたり立派なホテ
ルで事務を執つてゐる、それは金を貸してくれといふのに、桑原氏の如き人が一等車賃や山王
ホテルといふ一流のホテルに滞在して事務を執るやうな事は少し聞道つてはせんかと存じますか
ら、今後そう永く居られるんだつたらば電話のあるところへ下宿するなり不便であればもう少し
し経費の掛らないところに滞在して事務を執つて行くやうにしたらと存じます、余計な事でせう
が申上げて置きます

○副議長(龜澤省朝君) 外に御質問ございませんか、なければ日程第九、第十、一括讀會を略可
決確定致したいと思ひます。――では可決致します、日程第十一、報告第四號参事會代議決事項報

告の件、助役より御報告願ひます

日程第十一、報告第四號参事會代議決事項報告ノ件

(天津共立學校臨時補助金ノ件)

○助役(宮家壽男君) 御報告申上げます、天津共立學校に對しまして民間は予算に於て寄附金を
取つて居りますが、十五年度の予算に於て約六千三百圓の不足を生ずるといふ學校當局の當初の
話でございましたが、これは領事館當局に於かれて興亞院の方に補助を申請すべき筋合のもの
のだからといふ事でも興亞院に申請致したのでございますが、その後興亞院から調査に見へました
が結局興亞院の補助が出来ない事になりました爲に年末に際しまして職員共の賞與その他の支出に
困るから六千三百圓だけ補助を必要と請願して参りましたので、領事館の御指圖に依りまして参
事會に於て代決しまして予備費からこれを支出する事になりましたので、補助金を出すと
いふ事は民間の決議を受ける事になつて居りますので、参事會が民間に代つて代決してこれを支出し
たのであります。「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(龜澤省朝君) 異議がなくば承認した事に認めます、ではこれで日程全部終つたのでご
さいます、それから最後にこれは動議でも別に決議でも何でもないんですが、先般來議員の間に
議員と民間との間に於て予算内示會といつたやうな何か議員懇談會でも開いたならば良からうと
いふやうな話がありましたので、今年度の予算に就きましては民間當局の方で既に予算案が大體

出来て居りますが、その予算案に基いて根本方針を明日の参事會で諮り、それと連れて近
く民間と議員との間に懇談會を催して予算も内示し、尙又若し議員各位の間に於て非常に有益な
御話、議論もあり、御意見もあるでせうから場合に依つて予算に盛り込めたいやうな、盛入
も出来るやうな話がございますか、一度この月末頃に議員懇談會をやつたらどうかといふ事務
當局の方から話がございますか、「賛成」と呼ぶ者あり、若し皆さん御賛成であり
ましたら懇談會を開いて色々腹藏ない意見を懇談的に聞はして見たいと思ひます、「賛成」と呼
ぶ者あり、それぢや近頃貴方、(助役に對して)の方から然るべく議案なり何なりを……

○助役(宮家壽男君) 誠に結構な事でございます、本日御手許に差上げました「民間長の書き
ましたもの」の中にも、さういふ懇談會をお聞き願ひましてその機会に我々を御呼び出し願ひました
ならば我々も出て色々御質問に御答へしたいと思ひます、これは民間議員の方々の懇談會を
議長から御願ひしてその席上私達出席させて戴く事に致したいと思ひます、その日取に就ても議
長と御打合せを致しまして民間議員懇談會として議長が御招集下さる事が本來だと思ひます、「
その方がいゝね」と呼ぶ者あり

○副議長(龜澤省朝君) では議長が招集して懇談會を近く開催致しますから(助役に向つて)豫算
は二三日前に配つて下さいませぬ……席上です

○助役(宮家壽男君) 豫算を配布するといふ意味ぢやないんです

(42)

(41)

(44)

(43)

○副議長（龜澤省朝君）大體の御説明をしてその席上御意見があつたら聞くし、それからこんな事を來年度にして欲しいといふやうな御意見があつたら陳べて通常民會の開會される前に年度に盛込といふやうなつもりなんですけれども（以上助役と對談的に）……では大體さういふ事で御含み置き願ひます、それでは本日はこれで閉會致します（拍手）

○午後十時四十五分閉會

以上

(45)

(46)

昭和十六年 第五十八次居留民會臨時會議事速記録附録

昭和十六年第五十八次居留民會臨時會に於て議決したる諸事項左の如し

(一) 參事會員補缺選舉ノ件

永瀨 三 吾 君 當選

(二) 天津大和日本文學高等小學校敷地買取ヲ租用ニ變更ノ件

一、天津大和日本文學高等小學校敷地買取ノ件ハ其ノ後同敷地ヲ建設總署天津市建設工程局計劃ノ天津新市街地ニ編入セラレタル結果買取ヲ實行スルコト不可能トナリタルヲ以テ之ヲ同局ヨリ租用スルコトニ變更スルコト

但租用價格ハ前同決議同様不動産評價委員會ノ査定ニ基キ決定スルコト

(三) 天津日本中學校假校舎隣接土地及同地上建物買取ノ件

一、天津日本中學校假校舎隣接土地約七畝及同地上建物三棟（總坪數一七七坪〇三）ヲ買取スルコト

但買取價格ハ不動産評價委員會ノ査定ニ基キ決定スルコト

(四) 業務復興資金借入額減額ニ關スル件

一、東洋拓殖株式會社ヨリ借入ノ業務復興資金總額四百萬圓也ヲ貳百萬圓也ニ減額スルコト

但買取價格ハ不動産評價委員會ノ査定ニ基キ決定スルコト

(47)

(48)

一、前項借入金ノ減額ニ依リ居留民會カ議決セル「業務復興資金特別會計條例」「業務復興資金貸付條例」及「東拓ヨリ起債ノ業務復興資金ニ關スル件」中金額「四百萬圓」トアルヲ「二百萬圓」ニ改ムルコト

尙本條例改正ニ伴フ施行期日ハ本件公布ノ日ヨリトス

(五) 昭和十五年度居留民團歳入出追加更正豫算

歳入

一、四百拾貳萬八千六百參拾貳圓也

一、參拾壹萬參千五百圓也

計四百拾六萬貳千壹百參拾貳圓也

一、貳百四拾八萬參千四百五拾六圓也

一、壹百九拾七萬八千六百七拾六圓也

計四百四拾六萬貳千壹百參拾貳圓也

歳入出差引殘金ナシ

(六) 昭和十五年度故田代將軍記念事業費特別會計更正豫算

歳入

一、八千八百四拾壹圓也

合計八千八百四拾壹圓也

一、八千八百四拾壹圓也

合計八千八百四拾壹圓也

歳入出差引殘金ナシ

(七) 昭和十五年度教育費特別會計歳入出追加更正豫算

歳入

一、九拾貳萬七千貳百拾壹圓也

一、壹百九拾萬七千壹百參拾七圓也

計貳百八拾參萬四千參百四拾八圓也

一、壹百六萬九千參百四拾六圓也

一、壹百七拾六萬五千貳圓也

計貳百八拾參萬四千參百四拾八圓也

(預算表省略)

(預算表省略)

臨時部

臨時部

臨時部

臨時部

臨時部

臨時部

臨時部

臨時部

臨時部

臨時部

<p>(八) 昭和十五年度天津日本公立病院經營費特別會計歲入出追加更正豫算</p> <p>歳入</p> <p>一、五拾四萬九千七百七拾八圓也</p> <p>計五拾四萬九千七百七拾八圓也</p> <p>歳出</p> <p>一、五拾四萬壹千五百貳拾圓也</p> <p>一、八千二百五拾八圓也</p> <p>計五十四萬九千七百七拾八圓也</p> <p>差引歳入出殘金ナシ</p> <p>(九) 昭和十五年度業務復興資金特別會計歳入出追加更正豫算</p> <p>歳入</p> <p>一、七萬六千參百八拾圓也</p> <p>計七萬六千參百八拾圓也</p> <p>歳出</p> <p>一、七萬六千參百八拾圓也</p> <p>計七萬六千參百八拾圓也</p> <p>歳入出差引殘金ナシ</p> <p>(十) 昭和十五年度水災復興資金特別會計歳入出追加更正豫算</p> <p>歳入</p> <p>一、參萬貳千九百九拾圓也</p> <p>計參萬貳千九百九拾圓也</p> <p>歳出</p> <p>一、參萬貳千九百九拾圓也</p> <p>計參萬貳千九百九拾圓也</p> <p>歳入出差引殘金ナシ</p> <p>(十一) 報告第四號</p> <p>參事會代議決事項報告ノ件</p> <p>(天津公立學校臨時補助金ノ件)</p> <p>天津公立學校ニ對シ昭和十五年度ニ限り臨時補助金トシテ六千三百圓也ヲ補助スルノ件ハ急施ヲ要シタルヲ以テ居留民團法施行規則第五十四條第二項第一號ノ規定ニ基キ參事會ハ昭和</p>	<p>(予算表省略)</p> <p>經常部</p> <p>臨時部</p> <p>經常部</p> <p>經常部</p>
---	--

<p>十五年十二月二十七日領事ノ命令ニ依リ居留民會ニ代リ之ヲ議決シタリ仍而報告ス</p> <p>昭和十六年第五十八次居留民會臨時會要錄</p> <p>一、出席議員 三十五名</p> <p>二、會期 昭和十六年一月二十二日(一日)</p> <p>三、會場 天津日本高等女學校講堂</p> <p>四、成績 省略ス</p> <p>五、議長及會議係 省略ス</p> <p>副議長 龜澤省朝</p> <p>助役 宮家壽男</p> <p>書記 木下權四郎</p> <p>速記 岡部重臺</p> <p>以上</p>	<p>經常部</p> <p>臨時部</p> <p>經常部</p> <p>經常部</p>
--	---

